

## 「県産リサイクル応援事業所」登録実施要領

### 1 目的

この要領は、福岡県内で製造等された「福岡県県産認定リサイクル製品」（以下「県産リサイクル製品」という。）を積極的に販売、使用する事業所を「県産リサイクル応援事業所」として登録することにより、県内リサイクル産業の育成を図るとともに3R（Reduce：排出抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生使用）に配慮した事業活動やライフスタイルへの転換を促し、福岡県における資源の循環利用及び廃棄物の減量化を促進することを目的とする。

### 2 登録の対象

県産リサイクル製品を販売、使用する全ての事業所（教育機関、各種団体、NPO法人等を含む）。

なお、事業所所在地の県内・県外、事業を営む者の個人・法人（団体）は問わない。

### 3 登録要件

次の(1)の要件を満たし、かつ(2)(3)のいずれか又は両方の要件を満たすこと。

#### (1) 事業所及び事業所の代表者・役員が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団。以下この要領において同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員。以下この要領において同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

#### (2) 県産リサイクル製品を販売する事業所（例：卸売店、代理店、小売店）にあつては、次のいずれかの取組を1つ以上実施すること。

ア 取引先等への県産リサイクル製品の積極的な販売

イ 取引先等への県産リサイクル製品の宣伝

ウ 事業所での県産リサイクル製品パンフレット等の配架・掲示等

エ 上記以外の県産リサイクル製品の利用促進につながる取組みで県が認めたもの

#### (3) 県産リサイクル製品を購入して使用する事業所（最終消費者）にあつては、次のいずれかの取組を1つ以上実施すること。

ア 事業所において県産リサイクル製品を積極的に購入して使用

イ 従業員等に対する県産リサイクル製品の積極的な利用の呼びかけ

ウ 上記以外の県産リサイクル製品の利用促進につながる取組みで県が認めたもの

### 4 登録等の方法

#### (1) 申込方法

県産リサイクル応援事業所として登録を希望する事業所の代表者は、「県産リサイクル応援事業所登録申込書」（様式第1号）を県に提出（郵送、FAX、電子メール又は持参。ただし、「優良事業所」として申し込む場合は、郵送又は持参。）する。

なお、複数事業所の登録を一括して申し込む場合は、登録申込事業所と他の事

業所との関係が確認できる書類（組織図等）を添付する。

(2) 登録方法

県は、申込書の内容を確認し、登録要件を満たす場合は「県産リサイクル応援事業所」として登録（以下「登録事業所」という。）し、(1)の事業者（以下「登録事業者」という。）に通知する。

5 県の支援

(1) 登録事業所の紹介

県は、登録事業所の取組内容等を県ホームページ等に掲載（掲載を承諾した登録事業所のみ）し、県産リサイクル製品の応援を通じて県内リサイクル産業の育成、3Rに配慮した事業活動やライフスタイルへの転換に取り組む「環境配慮事業所」として紹介する。

(2) 優良事業所の紹介

県は、3の(1)かつ(3)の要件を満たす登録事業所において、1年間（福岡県の会計年度；4月1日から翌年3月31日まで。以下同じ。）に県産リサイクル製品を10万円以上使用のために購入したことを確認した場合は、当該登録事業所を「優良事業所」として県ホームページ等に掲載（掲載を承諾した優良事業所のみ）し、紹介する。

6 実施報告

優良事業所の代表者（優良事業者）は、1年間（登録初年度は登録日からその日の属する年度の3月31日まで）に実施した取組状況について、県に報告（郵送、持参）する。

(1) 報告方法

「県産リサイクル応援事業所取組実施報告書」（様式第4号）に、優良事業所であることが確認できる書類（領収書等）を添付する。

(2) 報告期間

取組実施年度の翌年度の4月30日まで。

7 登録の変更・廃止

(1) 変更の届出

登録事業者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「県産リサイクル応援事業所変更届出書」（様式第2号）により、県に届け出る。

(2) 廃止の届出

登録事業者は、3の要件を満たさなくなった場合及び登録を廃止した場合は、「県産リサイクル応援事業所廃止届出書」（様式第3号）により、県に届け出る。

8 登録の取消し

県は、登録事業所等が3の要件のいずれかを欠いた場合又は信用を失墜する行為を行うなど登録事業所として適当でないと判断した場合は、その登録を取り消すことができる。

附 則

この要領は、平成29年3月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 10 日から施行する。